

事業主の皆様へ

熊本県と県北地域市町村からのお知らせです

個人住民税の確実な納税 にご協力ください。

雇用される外国人従業員が退職し、出国されるときは、給与からの一括徴収、納税管理人による納税、予納の手続きのいずれかの手続きをお願いします。

個人住民税は、1月1日（賦課期日）現在、国内に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方に課税します。課税される外国人従業員が年の途中に出国する場合、出国時期によって納税の方法が異なります。また、翌年度においても納税義務が発生する場合があります。

※従業員に給与を支払う事業主は、所得税の源泉徴収と同じように、毎月支払う給与から個人住民税を給与天引きし、従業員に代わって納入する特別徴収が法律で義務付けられています。以下の内容は特別徴収を前提とします。

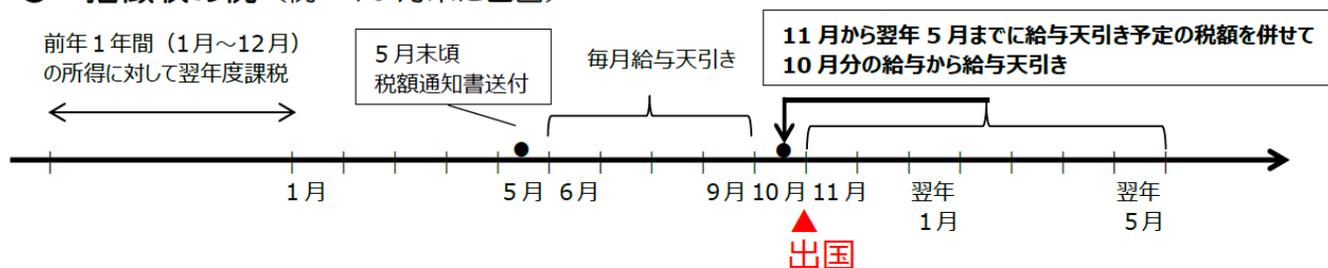
6月～12月に出国する場合

外国人従業員が6月1日から12月31日までの間に会社を退職する（出国する場合、本人からの申し出により、未納税額を一括して徴収いただくことが可能です。事業主の皆様から説明いただき、可能な限り、会社を退職する（出国する）までに、本人の給与などから未納税額を一括徴収して納入いただきますようお願いいたします。

一括徴収とは・・・（地方税法第321条の5第2項）

出国や退職などによって従業員が事業主から給与の支払いを受けなくなる場合に、個人住民税の未納税額について、出国や退職するまでの給与などから事業主が一括して給与天引きすることをいいます。

●一括徴収の例（例：10月末に出国）



※上記の一括徴収の方法は一例です。予め出国時期がわかっている場合は、外国人従業員の税負担が一時期に集中しないよう計画的な給与天引きをお願いします。

※特別徴収の制度、納税の手続きなどについては、外国人従業員がお住まいの市町村にお問い合わせください。

1月～5月に出国する場合

① 出国する時点で特別徴収を行っているもの

特別徴収する事業主が、出国するまでの外国人従業員の給与などから未納税額を一括徴収して納入してください。

② 出国する年の5月末頃に税額が通知され、6月以降に納税が開始されるもの

外国人従業員と協議の上、納税管理人の選任または予納の手続きをお願いします。事業主の皆様には納税管理人の周知や就任、予納の手続きなどについて、ご協力をお願いします。

納税管理人とは・・・（地方税法第300条）

出国などにより、税金を納めることができなくなる場合、その方に代わって納税に関する一切の手続き（納税通知書の受取、納税、還付金の受取など）を行う方（日本国内の家族・友人・勤務先など）をいいます。

※納税義務を負ったり、滞納処分を受けたりすることはありません。

【納税管理人による納税の仕組みについて】

① 納税管理人の選任について出国予定の外国人従業員とご相談ください。

② 外国人従業員がお住まいの市町村に納税管理人の届け出をしてください。

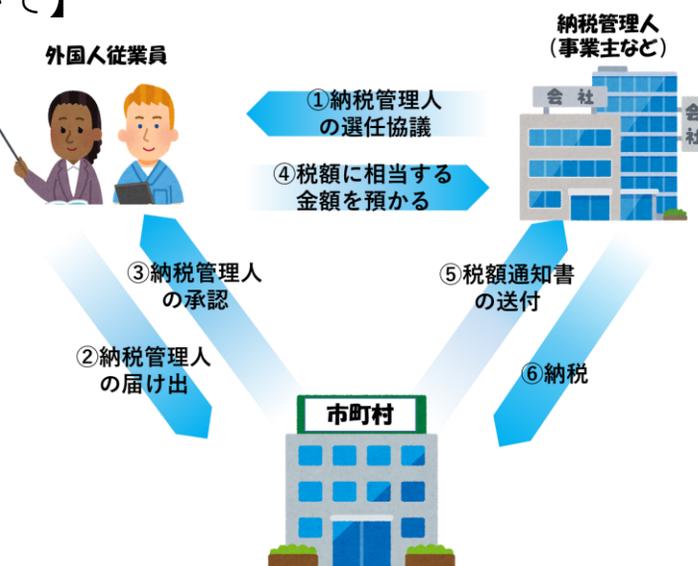
③ 市町村から外国人従業員に納税管理人の承認をします。

④ 納税管理人は、課税予定額を外国人従業員がお住まいの市町村にご確認の上、外国人従業員から税額に相当する金額を預かってください。

⑤ 納税管理人あてに税額通知書を送付します。

⑥ 期限内に納税をお願いします。

※納税管理人の届け出、課税予定額、納税の手続きなどについては、外国人従業員がお住まいの市町村にお問い合わせください。



予納とは・・・（地方税法第17条の3）

納税通知書が発送される前に税額を計算し、出国前にあらかじめ納めていただくものです。

※詳細な手続き方法や、税額の計算等につきましては、外国人従業員がお住まいの市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ先

※外国人従業員の国籍及び職種によっては、租税条約に基づいて税金が免除される場合があります。

所得税は最寄りの税務署、個人住民税は外国人従業員がお住まいの市町村にお問い合わせください。

※外国人従業員が出国した後に納期が到来するその他の税金については、税金の種類に応じて、外国人従業員がお住まいの市町村もしくは最寄りの税務署または県広域本部にお問い合わせください。

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
荒尾市	税務課	0968-63-1342	玉東町	税務課	0968-85-3184	南小国町	税務課	0967-42-1118
玉名市	税務課	0968-75-1114	南関町	税務住民課	0968-57-8549	小国町	税務住民課	0967-46-2130
山鹿市	税務課	0968-43-1120	長洲町	税務課	0968-78-3123	産山村	住民課	0967-25-2212
菊池市	税務課	0968-25-7206	和水町	税務課	0968-86-5723	高森町	税務課	0967-62-1123
阿蘇市	税務課	0967-22-3148	大津町	税務課	096-293-3117	西原村	税務課	096-279-4395
合志市	税務課	096-248-1114	菊陽町	税務課	096-232-4911	南阿蘇村	税務課	0967-67-2703

※県北広域本部 収税課 0968-25-4117